

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と生活を両立させることができ、働きやすい環境を整備することにより、その能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日～令和7年1月31日までの2年間

2. 内容

目標：所定時間外労働の削減を図る。

＜対策＞

- 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- 組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ
- チーム内の業務状況の情報共有および上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等、マネジメントの徹底